

広報

しょうぼう さつま

119

Vol. 39

令和6年8月発行

編集・発行

さつま町消防本部

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366

TEL 0996-52-0119

FAX 0996-53-0119

SATSUMA FIRE DEPT. Public relations magazine

特集

町民の安全を守る

消防の仕事

contents

- P2 特集 消防の仕事
- P4 災害通報は119で
- P4 収れん火災
- P5 AED協力事業所制度
- P6 消防団の活動





町民の安全を守る

さつま町消防本部
さつま町消防署
さつま町消防団本部

さつま町消防本部

さつま町消防署



さつま町民の生命・財産を守る消防。さつま町の「消防本部」と「消防署」ではどのような勤務サイクルで、どのような仕事をしているのか紹介します。

消防本部の仕事

消防総務課（総務係・消防団係）、警防課（警防係・救急係・予防係・危険物係・通信指令係）があり、消防施設などの管理をはじめ、災害時の出動計画、火災原因調査、応急手当普及活動、火災予防の啓発広報、防火対象物・危険物施設などの立入検査・届出や許可申請に対する許認可、消防団活動の支援といった消防事務全般を担っています。

消防本部の勤務サイクル

本部職員の勤務時間は、一般行政職と同じく8時30分から17時15分までとなっており、土曜日・日曜日・祝日が休みとなります。

消防署の仕事

消防署の主な仕事は災害出動です。2部隊制で、24時間365日、災害に備えて待機し、火災等の災害や救急が発生すると昼夜を問わず出動します。

災害が発生していないときは、出動後の報告書の作成や各種の災害を想定した訓練を行っています。また、さつま町の消防署員は、全員が消防本部業務も兼務している二刀流です。

消防署の勤務サイクル

消防署の勤務時間は、8時30分から翌朝の8時30分までの24時間勤務となっており、この間は、署外活動（避難訓練指導など）を除き、食事や仮眠（夜間）など全てを消防署の中で過ごします。

24時間の勤務が終了すると24時間の非番（休み）となり、翌日また24時間勤務に就きます。祝日、年末年始も勤務のサイクルにあたりと出勤となります。

消防署員の主な一日(例)

8時30分 **勤務交替**
ミーティング・車両点検
前日の勤務者と交替後、各自の出動準備を整え、一日の業務など打ち合わせ後、車両・資機材の点検を行います。

9時30分 **事務・署外活動**
各担当係の事務処理や、署外活動(避難訓練指導・予防査察など)を行います。

12時 **昼食**

13時 **事務・報告書の作成**
各担当係の事務処理や、出動後の報告書の作成を行います。

15時 **訓練**
火災・救急・救助の基本的な訓練や、各種災害を想定した訓練など行います。

18時 **夕食**

19時 **体力錬成・事務など**
体力錬成や各担当係の事務処理、出動後の報告書の作成などを行います。

21時 **車両点検**
車両(バッテリー・灯火など)に不具合が無い点検を行います。

22時 **仮眠時間・夜間勤務**
仮眠中に交代で1時間、災害通報や来庁者の対応のため、通信勤務に就きます。

6時 **庁舎、車両清掃・車両点検**
次の勤務者に気持ちよく仕事をしてもらうため、庁舎・車両の清掃を行います。
また、引き継ぐ車両に異常がない点検を行います。

8時30分 **勤務交替**
勤務交替して一日の勤務終了。
(翌日の8時30分まで非番となります)

消防署の出動



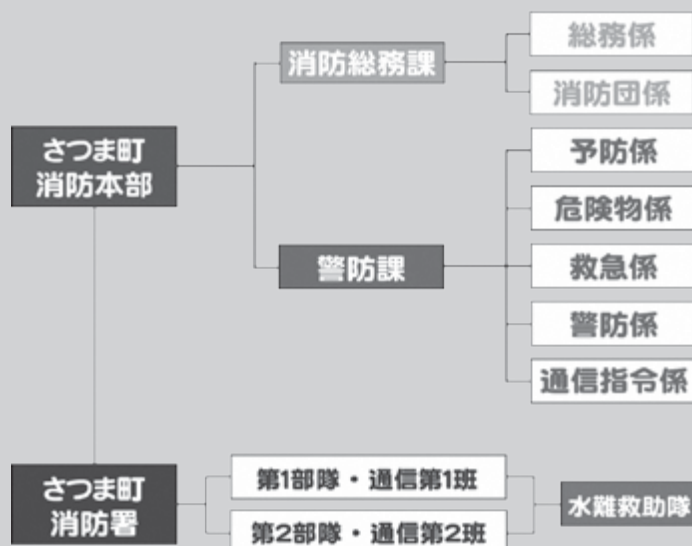
火災出動
建物火災や林野火災、車両火災などに出勤し、火災現場の状況をいち早く把握して、被害を最小限に抑えるための消火活動が主な仕事です。

救急出動
病気やケガをした人の状態を観察し、応急処置を行い、適切な医療機関に搬送するのが主な仕事です。救急救命士を含む3人1組で出動します。



救助出動
火災、交通事故、地震、土砂災害等の災害により、不安全な場所にいる人を適切な救助資機材を使い安全な場所に助け出すのが主な仕事です。

その他出動
ドクターヘリや防災ヘリの離着陸時の警戒活動、危険物漏洩等の排除活動、救急隊の活動補助などの出動があります。



消防本部・消防署の組織図



災害通報は「119」で！

【通信指令係】



火災の通報や救急車の要請は「119」で通報をしてください。「119」に通報することで、位置情報通知システムにより通報者の家・通報者のいる場所を指令台にて瞬時に取得することが出来ます。このことにより出動場所を特定する精度が高まります。（※一部の電話を除きます）

さつま町消防本部の代表電話（52-0119）に火災の通報・救急車の要請があった際は「119」にかけ直すようにご案内いたします。

ご理解とご協力をお願いします

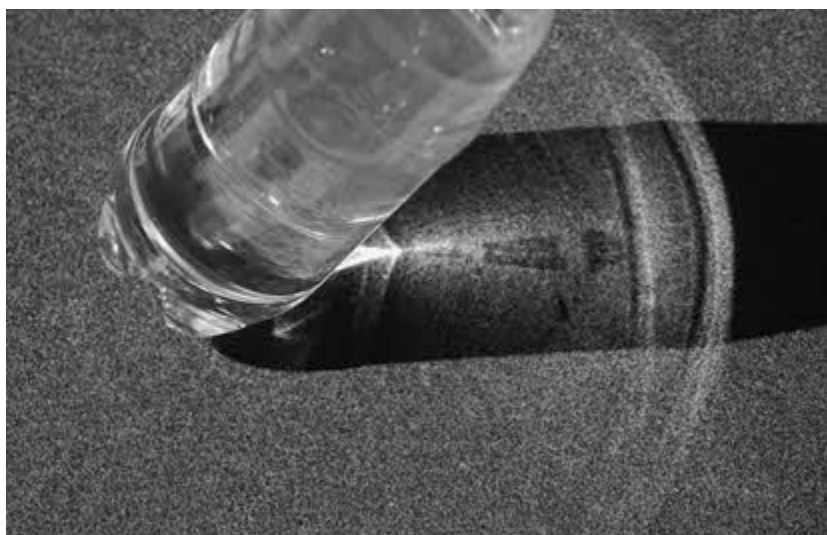
お知らせ

令和7年4月1日から、さつま町消防本部・薩摩川内市消防局・阿久根地区消防組合の3消防本部が共同で通信指令センターを運用します。次号で特集予定！



太陽の光で火災発生！（火災調査 File）

【警防係】



小学校の理科の授業で、虫メガネで黒い紙に太陽光を集めて紙を焦がす実験を覚えていませんか。太陽光がレンズや鏡によって反射又は屈折して一点に集まる事を「収れん現象」といい、そこに燃えやすい物があると、熱が蓄積し発火に至る場合があります。これを「収れん火災」といいます。レンズや鏡など、光を集める可能性がある物と、太陽光、燃えやすい物の条件が整ってしまうと、収れん火災が発生する可能性がありますのでご注意ください。

ペットボトル
ガラスの花瓶
メガネ
流し台（ステンレスシンク）
ビニールハウス（天井に水が溜まったもの）
金魚鉢
ステンレス製ボウル
スノードーム

など身近にある物が光を集めます

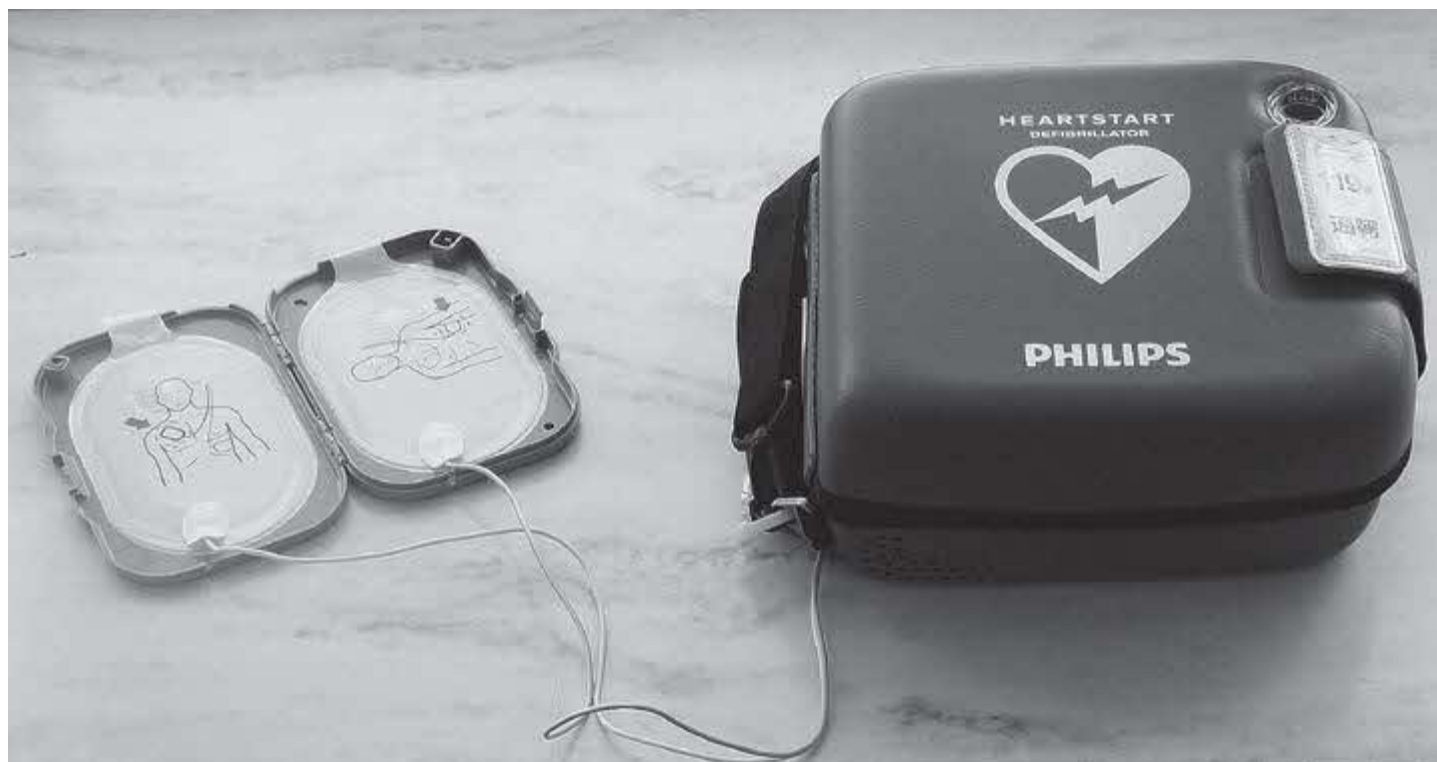
対策

自動車のダッシュボードにペットボトルの飲料水を放置しないよう注意しましょう。また、日射しが部屋に入らないようにカーテンで遮光しておくことも出火対策の1つです。



事業所と連携したAEDの活用促進

【救急係】



さつま町AED協力事業所標章



この標章が掲示されている事業所は
AEDの借用が可能です

登録方法

登録申請書は、さつま町消防本部で配布又はホームページからもダウンロードができます。詳しくは、消防本部 救急係へご連絡ください。

さつま町消防本部では「AED協力事業所登録制度」を開始しました。AEDを設置している登録事業所付近で救命処置を必要とした事案が発生した際に、町民等が登録事業所のAEDを借用し、救命処置を行い、その際に**使用されたAEDパッドを消防本部が「無償給付」する制度**です。

AED協力事業所の登録概要

- ・AED設置事業所の就業時間中に町民等から協力要請があった場合、AEDの貸出しについて協力を行っていただきます。

- ・登録したAED協力事業所の所在地や営業時間等を町ホームページ等で公表し周知を行います。

- ・AED設置事業所から登録申請があった場合、「さつま町AED協力事業所標章」を交付。施設の入り口など外から見やすい場所に掲示いたします。



消防本部QRコード



さつま町消防団の活動



ハラスメント防止！

さつま町消防団は、令和6年4月1日に「ハラスメント防止宣言」を行い、風通しのよい・活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。令和6年4月21日には、幹部団員を対象に「ハラスメント防止研修会」を実施。総務省消防庁消防団等充実強化アドバイザーの太田和弘氏を講師に招き、消防団員としての「公務員倫理」と「コンプライアンス」について受講し、消防団員の心構えや、ハラスメントに対する理解、部下への接し方について学びました。

さつま町消防団に15人が入団

さつま町消防団に新たに15人が入団し、令和6年4月21日、「新入団員研修」を実施しました。消防団員に必要な例規等の座学を実施した後、規律訓練及び消火活動に必要な実技訓練を行い、消防団員としての基礎知識を学びました。



湯田分団 新型消防車に車両更新

老朽化が進んでいた湯田分団の消防ポンプ自動車の更新を行いました。令和6年6月14日に行われた車両交付式では、角茂樹副町長から久保田仁分団長に交付書が手渡されました。「今後も訓練に励むとともに、予防消防に努め、団員一丸となって最善の努力を尽くします」と分団長が謝辞を述べました。

消防団員・消防団女性部募集！

大好きな**地元**のために！

大切な人の**笑顔**のために！

問い合わせ先 さつま町消防本部 消防総務課 消防団係

Tel 0996-52-0119 Fax 0996-53-0119

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366番地